

福岡県県土整備部 情報共有システム（ASP方式）利用に関する実施要領の改定（案）

現 行	改 定
<p>第3条（対象工事）</p> <p>福岡県県土整備部が発注する全ての工事を対象とする。</p> <p>ただし、工事契約後に受発注者間で協議し、システムを利用することが適当でないと判断される場合は、適用対象外とすることができる。</p> <p>なお、システムを利用しなかったことにより、受注者が成績評定等で不利益を被ることはない。</p> <p>第7条（完成検査）</p> <p>（1）現場検査</p> <p>従来通りの方法での検査とする。</p> <p>（2）書類検査</p> <p>原則、電子成果品については電子検査、紙成果品については紙検査とする。</p> <p>（既済部分検査、出来形検査及び中間検査も同様とする。）</p> <p>（3）検査の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査に用いるパソコン等の機器は、原則として発注者が準備する。 ただし、年度末等、発注者が準備することができない場合は、受注者が準備する。 ・検査時間短縮のため、あらかじめデータを電子媒体（CD-R等）から検査に用いるパソコンのハードディスクに読み込んでおくこと。 	<p>第3条（対象工事）</p> <p>福岡県県土整備部が発注する全ての工事を対象とする。</p> <p>ただし、工事契約後に受発注者間で協議し、システムを利用することが適当でないと判断される場合は、適用対象外とすることができる。</p> <p>なお、システムを利用しなかったことにより、受注者が成績評定等で不利益を被ることはない。</p> <p>第7条（完成検査）</p> <p>（1）現場検査</p> <p>従来通りの方法での検査とする。</p> <p>（2）書類検査</p> <p>原則、電子成果品については電子検査、紙成果品については紙検査とする。</p> <p>（既済部分検査、出来形検査及び中間検査も同様とする。）</p> <p>（3）検査の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査に用いるパソコン等の機器は、原則として発注者が準備する。 ただし、年度末等、発注者が準備することができない場合は、受注者が準備する。 ・検査時間短縮のため、あらかじめデータを電子媒体（CD-R等）から検査に用いるパソコンのハードディスクに読み込んでおくこと。 <p>（4）工事成績評定での取り扱い</p> <p>本要領に基づきシステムを活用した場合、係長が成績評定を行う工</p>

福岡県県土整備部 情報共有システム（ASP方式）利用に関する実施要領の改定（案）

現 行	改 定
<p>附 則</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から適用する。</p> <p>この要領は、令和5年4月1日から適用する。</p>	<p>事績評価の「5 創意工夫」の項目の内、【新技術活用】において、『活用の効果が相当程度確認できた』ものとして2点加点する。なお、実施できない場合でも減点を行わない。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から適用する。</p> <p>この要領は、令和5年4月1日から適用する。</p> <p>この要領は、令和5年10月1日から適用する。</p>